新設・統合した課、

産業観光課（統合・新設）

中小企業や地場産業が産業構造の変化に的確に対応できる体制をつくるとともに、長引く不況への対策や商店街の活性化について対応していきます。また、観光や農林業においても、魅力的な資源の創造、展開を図っていきます。これらが連携を深めながら、関連した事業の取り組みを図るなど、産業の振興を図ります。

都市整備課（名称改正）

豊かな自然・歴史・文化を活かした、計画的・効率的な個性ある都市整備推進のため、ゆとりのある居住空間と自然環境との調和による市街地形成と都市機能の向上を目指し、市民が安心して暮らせる地域づくりとなるよう、重要な役割を担う都市計画の充実を図ります。

地籍調査室
（課を廃止し産業観光課内に室として新設）

平坦地調査が平成12年に終了し、その後の事務処理については、一部を除き平成14年に完了が見込まれるため、産業観光課の課内室とします。

下水道推進室
（都市整備課内に室の新設）

平成13年供用開始を目指し、美しい自然を守り快適な生活環境をつくるため、下水道事業を進めてきました。

これからは事業が増大するとともに、受益者負担金、料金、融資制度などの検討に入るため課内室を設置し、対応していきます。

地域振興課（課の統合・新設）

住民に最も身近な地域コミュニティにおける活動を通じ、社会福祉、生涯学習、生活環境の整備などについて行政への働きかけを行うことは、住民の自主性を高め、行政に対する住民参加・男女共同参画を進め、住民自治の拡大・強化にもつながります。

これらの活動の活性化と自治能力の向上、さらにはこれらの活動との連携強化に努め地域の振興を図ります。

市民生活課
（課の統合・新設）

市民課と保健環境課の国保医療係を統合し、窓口業務などを一元的に捉え、市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

環境保全室
（地域振興課内に室の新設）

ごみ処理施設整備、最終処分場整備、火葬場施設整備などの諸問題や、ダイオキシン、地球温暖化、ごみ不法投棄などの環境問題対策は、非常に関心の高い事項になっています。

そのような複雑・深刻化した環境問題に、積極的かつ正確に対応し市民生活の向上を図ります。

建築住宅課（新設）
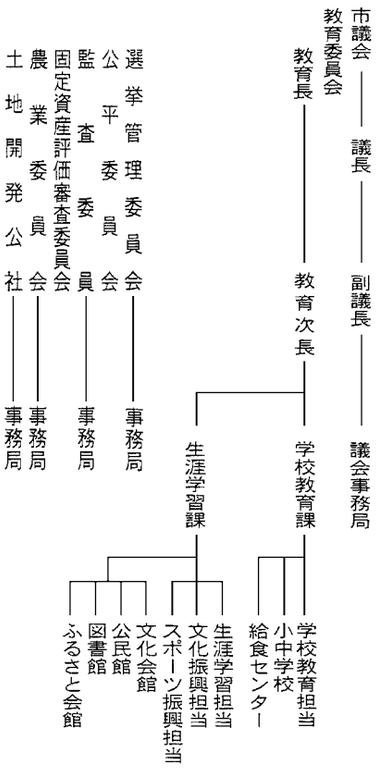
市営住宅の管理、市有建造物の営繕および建築基準法などに基づく建築指導を一括して行い、事務の効率化を図ります。